

府中市地域包括支援センター緑苑の名称変更等について

1 趣旨

厚生労働省が発出した「地域包括支援センターの設置運営について（通知）」に基づき、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務である地域包括支援センターの変更の承認について、本協議会に諮るものです。

地域包括支援センター運営協議会の所掌事務  
 （「地域包括支援センターの設置運営について（通知）」から抜粋）

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
  - ア センターの担当する圏域の設定
  - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
  - ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
  - エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
  - オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- ②～⑤ 略

2 変更内容

項目	新	旧
名称	地域包括支援センター白糸台	地域包括支援センター緑苑
所在地	白糸台3-40-6	緑町1-39-3
変更年月日	令和6年10月1日	—

※ 参考（変更後の位置図）

